訪問看護ステーション　マルイチ　運営規程(介護保険)

(事業の目的)

第１条　株式会社 maruichi が開設する訪問看護ステーション マルイチ（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護職員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

(運営の方針)

第2条　指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2　指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

①　名称　　訪問看護ステーション　マルイチ

②　所在地　愛知県犬山市大字羽黒外山野 46-29 ハウス外山202号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条　ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1)　管理者:看護師　　1 名

管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事することができるものとする。

(2)　看護職員:看護師　　常勤換算 2.5 名以上(内、常勤 2 名以上)

訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。

(3)　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士　　適当数　※必要に応じて雇用する

看護職員の代わりに、看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当する。

(営業日及び営業時間)

第5条　ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

①　営業日　月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日、8/14～16、12/30～1/3 を除く。

②　営業時間　午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

③　電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とし、必要に応じた適切な対応が出来る体制とする。

（事業の内容）

第6条　本事業所で行う指定訪問看護は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

（1）訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明、提供

利用者の希望、主治医の指示書及び（介護予防）ケアプラン、心身状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成する為の具体的なサービス内容を記載し、利用者に提供する。

（2）訪問看護計画書に基づく指定（介護予防）訪問看護

（3）訪問看護報告書の作成

（4）主治医等関係者への情報提供

（利用料等）

第7条　事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2　次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

実施地域を越えた地点から、1km 当たり 20 円

3　死後の処置料は、10,000 円とする。（材料費含む）

4　前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条　通常の事業の実施地域は、犬山市、扶桑町、大口町、江南市、小牧市、岐阜県各務原市（鵜沼）、可児市（帷子・春里・土田）の区域とする。

（緊急時等における対応方法）

第9条　看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し指示を求めるなどの必要な処置を行うこととともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2　利用者に対する指定（介護予防）訪問看護の提供により、事故が発生した場合は、市町村、主治医、当該利用者の家族、当該利用者にかかる地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第 10 条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

（1）虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。

（2）虐待の防止のための指針を整備する。

（3）従業者に対し、虐待のための研修を定期的に実施する。

（4）前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2　前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

（その他運営についての留意事項）

第 11 条　ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

①　採用時研修　採用後 1 カ月以内

②　継続研修　年 2 回

2　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 maruichi とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 7 月 26 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。